

黒石運動公園有料都市公園施設指定管理者募集要項

黒石運動公園有料都市公園施設の概要

1 対象施設

(1)名称

黒石運動公園内の有料都市公園施設

ア 野球場

イ 庭球場

ウ 陸上競技場

エ 弓道場

オ プール及びプール管理棟

カ 運動広場

キ 多目的芝生広場

(2)所在地

黒石市緑ヶ丘182番地

(3)施設の沿革、役割等

本公園は、市街地北部に位置し、市民の体育の振興及び健康の増進、青少年の健全育成を図るほか、市民に憩いの場を提供する。

(4)施設概要

別紙「有料都市公園施設指定管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(5)施設利用者数（令和元年度実績）（単位：人）

別紙、業務報告書のとおり。（令和元年度の収支状況も含む）

2 指定管理者が行う管理の基準

(1)関係法令及び条例等の規定を遵守すること。

(2)施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。

(3)業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

※ 管理の基準に関する細目的事項は、協議の上、協定で定めます。

3 指定管理者の業務等

(1)管理の基準

①使用期間

ア 野球場、庭球場、弓道場、陸上競技場、運動広場、多目的芝生広場

4月1日～10月31日（但し、施設状況により変更有）

イ プール

7月20日～8月20日（但し、曜日により変更有）

②使用時間（条例施行規則第3条）

ア 野球場、庭球場、弓道場は、午前8時30分から午後9時までとする。

イ 陸上競技場、運動広場、多目的芝生広場は、午前8時30分から午後5時までとする。

ウ プールは、午前9時30分から午後5時30分までとする。

③指定管理者が、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、前項の使用時間を変更することができる。

(2)業務の範囲（条例第27条）

- ①有料都市公園施設の使用の許可を行うこと。
- ②許可に条件を付し、又は付した条件を変更すること。
- ③許可を拒み、又は許可を取り消し、若しくは使用停止すること。
- ④使用許可事項の変更又は許可の取り消しを承認すること。
- ⑤特別の設備の設置又は特殊な物品の使用を許可すること。
- ⑥有料都市公園施設の維持管理に関すること。
- ⑦有料都市公園施設で行う事業の実施に関すること。
- ⑧その他市長が必要と認めること。

4 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とします。

管理運営期間は、毎年4月1日から11月30日までとします。

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

5 応募資格

次の要件を満たす法人その他の団体であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 黒石市から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 市税、法人税、消費税等を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続を行っていないこと。
- (5) 市内に本店若しくは主たる事務所を有すること。

6 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を市に提出していただきます。なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- (1) 指定管理者の指定申請書（黒石市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成16年黒石市規則第44号）様式第1号）
- (2) 有料都市公園施設事業計画書（様式第2号）及び収支予算書（様式第3号）

- (3) 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- (4) 定款、寄附行為の写しその他これらに相当する書類（法人以外の団体にあつては会則等）
- (5) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における損益計算書、貸借対照表、財産目録、収支決算書又はその他団体の財務状況を明らかにする書類
- (6) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務内容を明らかにする書類
- (7) 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
- (8) 納税証明書
国税及び地方税（市町村民税、都道府県税、消費税、地方消費税、法人税等）について未納がないことの証明書
- (9) その他市長が必要と認める書類

7 事業規模

有料都市公園施設の管理事業に係る経費については、以下の参考金額以内で、申請の際の事業計画、収支予算を策定してください。

（参考金額） ¥ 2 4 , 2 1 8 , 0 0 0 ー

8 募集要項の配布

- (1) 配布場所 黒石市教育委員会文化スポーツ課（黒石公民館3階）
住 所 〒 0 3 6 - 0 3 0 6
電 話 0 1 7 2 - 5 2 - 2 1 1 1（内線621）
F A X 0 1 7 2 - 5 2 - 3 7 7 7
- (2) 配布期間 令和2年9月8日（火）～9月18日（金）
配布時間は午前8時30分から午後5時まで
土・日曜日及び祝日は除くとし、郵送での配布はいたしません。

9 現地説明会の実施

現地説明会を、次により開催します。参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加する方の氏名をあらかじめ連絡してください。

- (1) 開催日時 令和2年9月23日（水）午後3時から1時間程度（予定）
- (2) 開催場所 黒石運動公園プール管理棟

10 申請書の提出先及び応募の期限

- (1) 提出場所 黒石市教育委員会文化スポーツ課（黒石公民館3階）
住 所 〒 0 3 6 - 0 3 0 6 黒石市大字内町24番地1号

電 話 0 1 7 2 - 5 2 - 2 1 1 1 (内 6 2 1)

F A X 0 1 7 2 - 5 2 - 3 7 7 7

- (2) 提出期間 令和2年9月24日(木)～10月2日(金)
土・日曜日及び祝日を除くとし、午前8時30分から午後5時まで。

※ 郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時までに必着のこと。

※ 電子メール、ファクシミリでの提出は認めません。

11 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 令和2年9月15日(火)～9月23日(水)まで
(2) 適宜質問内容を記入のうえ、F A X又は電子メールで提出してください。

F A X 0 1 7 2 - 5 2 - 3 7 7 7

メールアドレス h-murakami@city.kuroishi.aomori.jp

12 選定方法

指定管理者選定委員会において、各委員が次の選考事項に沿って、それぞれ審査した評価点が最も高い申請者を指定管理候補者として選定します。

- (1) 住民の平等な利用の確保
- (2) 施設の効用の最大限の発揮
- (3) 経費の縮減
- (4) 管理を安定して行う人的及び財政的基礎
- (5) その他必要と認める事項

13 申請に要する経費

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

14 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (5) その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるもの。

15 選定委員会

- (1) 令和2年10月19日(月)に実施します。
- (2) 申請者である法人の代表者又は代理の方のプレゼンテーションをお願いします。

(3) 時間、場所については後日連絡します。

16 選定結果

結果については、各申請者に文書で通知します。

17 指定管理者の決定及び管理業務に係る指定管理料

- (1) 指定管理者は令和2年12月黒石市議会の議決を経て決定（指定）されます。
- (2) 議決後に市と指定管理者との間で協定（基本協定・年度協定）を締結しますが、初年度の年度協定の管理業務に係る指定管理料は参考金額以内となります。
- (3) 指定管理者が協定の締結までに経営状況の急激な悪化等により、事業の履行が確実にないと認められる場合には、指定を取り消し、協定を締結しない場合があります。

18 その他

- (1) 提出書類はお返しできません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写します。（使用は市庁内及び選定委員会での検討に限ります。）
- (3) 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

19 添付資料・様式

- (1) 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) 黒石運動公園有料都市公園施設指定管理業務仕様書
- (5) 黒石市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例
- (6) 黒石市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則
- (7) 黒石市都市公園条例
- (8) 黒石市都市公園条例施行規則
- (9) 黒石運動公園有料都市公園施設運営規則

問い合わせ先

黒石市教育委員会 文化スポーツ課

担当 佐々木、村上

電話 0172-52-2111（内線621）

FAX 0172-52-3777

Eメール h-murakami@city.kuroishi.aomori.jp